

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年2月7日	不動産番号	2405000205179
地図番号	(A1) 44-3	筆界特定	余白		
所 在	三次市三次町				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
367番4	雑種地		9 98	367番2から分筆 〔昭和54年12月17日〕	
余白	用悪水路		14	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和59年12月17日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月7日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和54年12月15日 第17151号	所有者 三次市三次町1380番地の1 三 次 市 土 地 開 発 公 社 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成25年2月15日 第1364号	原因 昭和60年11月13日主たる事務所移 転 平成5年7月26日住居表示実施 主たる事務所 広島県三次市十日市中二丁目8 番1号 代位者 三 次 市 代位原因 平成25年1月30日譲与の所有権 移転登記請求権
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月7日
2	所有権移転	平成25年2月15日 第1365号	原因 平成25年1月30日譲与 所有者 三 次 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年8月7日
広島法務局三次支局

登記官

大 賀 勝 正

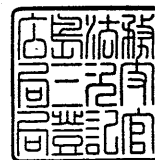


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 1 3 年 2 月 7 日	不動産番号	2 4 0 5 0 0 0 2 0 5 1 7 7
地図番号	(A 1) 4 4 - 3、5 4 - 1	筆界特定	余 白		
所 在	三次市三次町				余 白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3 6 7 番 2	宅地	5 7 8 9	9 4	余 白	
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 1 3 年 2 月 7 日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成 1 2 年 2 月 1 6 日 第 1 1 6 3 号	原因 平成 1 1 年 1 0 月 1 日雇用・能力開発機構法附則第 6 条第 1 項による承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 8 雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構 順位 2 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 1 3 年 2 月 7 日
2	所有権移転	平成 1 6 年 1 2 月 9 日 第 1 0 6 7 1 号	原因 平成 1 6 年 3 月 1 日独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第 3 条第 1 項により承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 8 独立行政法人雇用・能力開発機構
3	所有権移転	平成 2 2 年 4 月 6 日 第 3 4 2 7 号	原因 平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日売買 所有者 三 次 市
付記 1 号	3 番所有権更正	平成 2 2 年 6 月 1 7 日 第 5 2 3 2 号	原因 錯誤 原因 平成 2 2 年 3 月 3 1 日売買



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 5 年 8 月 7 日
広島法務局三次支局

登記官

大 賀 勝 正

